

放送大学学園金庫管守規程

平成 21 年 3 月 30 日

放送大学学園規程第 5 号

改正 平成 21 年 9 月 15 日、平成 22 年 3 月 24 日、

平成 25 年 3 月 19 日、平成 29 年 3 月 28 日

令和 3 年 1 月 12 日

(目的)

第 1 条 この規程は、放送大学学園の金庫を安全かつ確実に管守するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において出納役、出納主任、資金前渡主任、出納員及び出納員の補助者（以下「会計機関等」という。）とは、放送大学学園会計規程（平成 15 年放送大学学園規程第 2 号。以下「会計規程」という。）第 4 条第 1 項及び第 4 項に規定する会計機関等をいう。

2 この規程において金庫とは、別表に掲げる設置部局において、出納主任、資金前渡主任、出納員及び出納員の補助者が使用するそれぞれの金庫をいう。

(管守責任者、副管守責任者及び監督者)

第 3 条 金庫の管守を行うべき者（以下「管守責任者」という。）は、別表に定める職にある者とする。

2 管守責任者が事故等の場合にその職務を代行する者（以下「副管守責任者」という。）は、別表に定める職にある者とする。

3 管守責任者の業務を監督する者（以下「監督者」という。）は、別表に定める職にある者とする。

(代行者の指名)

第 4 条 監督者は、管守責任者及び副管守責任者（以下「管守責任者等」という。）が事故等の場合にその職務を代行する者（以下「代行者」という。）を予め指名し、その職務を行わせることができる。

(鍵の保管)

第 5 条 金庫の鍵は、正副 1 個ずつ備えるものとし、管守責任者が正鍵を、監督者が副鍵を保管するものとする。

2 管守責任者は、正鍵を使用するものとする。

3 副管守責任者又は代行者は、副鍵を使用するものとし、使用の都度、監督者の承認を得るものとする。

(保管する貨幣等)

第 6 条 金庫には、現金、有価証券、小切手帳、通帳、証書及びその他監督者が必要と認める物（以下「保管貨幣等」という。）を保管するものとする。

(交替時の引継等)

第 7 条 管守責任者が交替する場合は、監督者が立会いのうえ、後任者に正鍵及び保管貨幣等の引継ぎを行うものとする。

- 2 監督者が交替する場合は、管守責任者が立会いのうえ、後任者に副鍵の引継ぎを行うものとする。
- 3 プッシュボタン式金庫の暗証番号は、管守責任者等のいずれかが交替した場合には、速やかに変更しなければならない。また、必要に応じ、任意の時期に変更するものとする。

(金庫の開閉)

第8条 金庫の開閉は、管守責任者等及び代行者が行うものとし、それ以外の者はいかなる理由に関わらず、これを行うことができない。

- 2 管守責任者等及び代行者は、金庫の内部を整理整頓し、常に安全かつ善良な管理者の注意をもって管守しなければならない。

(事故発見後の措置)

第9条 管守責任者等及び代行者は、金庫又は保管貨幣等に異常又は事故のあると認めたときは、直ちに監督者へ報告するものとする。

- 2 監督者は、前項の報告を受けたときは、直ちに出納主任を経由して出納役へ報告するものとする。
- 3 第1項における異常又は事故が亡失にかかるものであるときは、会計規程第57条の規定を準用する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、放送大学学園の金庫の管守に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年9月15日）

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月24日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月12日）

この規程は、令和3年1月12日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

設置部局	使用者	管守責任者	副管守責任者	監督者
財務部	出納主任	経理課経理係長	経理課課長補佐	経理課長
総務部	出納員	総務課総務係長	総務課課長補佐	総務課長
学務部		教務課大学院企画・入試係長	教務課課長補佐	教務課長
		連携教育課資格取得支援係長	連携教育課課長補佐	連携教育課長
		学生課入学・履修係長	学生課課長補佐	学生課長
		学習センター支援室学生支援係長	学習センター支援室室長補佐	学習センター支援室長
情報部		図書情報課管理係長	図書情報課課長補佐	図書情報課長
学習センター	資金前渡主任 出納員	学習センター事務長	学習センター総務係長又は学習センター職員のうち学習センターの管守責任者が指名する者	学習センター所長
サテライトスペース	出納員の補助者	サテライトスペース職員のうち学習センターの管守責任者が指名する者	サテライトスペース職員等のうち学習センターの管守責任者が指名する者	学習センター事務長